

## 住田町町有林造林作業仕様書

### 下刈作業

- 1 かん木、笹、つる及び雑草等造林木の生育に支障となる林床植物を地際から10cm以内に刈払い、造林木を被覆しないように列間に低く片付けること。
- 2 造林木及び食害防止ネットに損傷を与えないこと。
- 3 刈り払った林床植物は、その場に存置し、林外に持ち出さないこと。
- 4 つる類が造林木に巻きついている場合は、丁寧に除去すること。
- 5 雪害その他により造林木が倒れているときは、丁寧に起こして根踏みをし、要すれば添木を用いて直立させること。
- 6 区域内に進入してきたアカマツやその他天然性雑木は、監督員の指示がない限り刈り払わないこと。
- 7 地拵時に集積物を支えるために利用したとめ木の萌芽を刈り払うこと。
- 8 2本以上に分岐している造林木は、優良なものを1本残して、他を切取ること。
- 9 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。
- 10 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。